

## 小山市立生涯学習センター新規登録申請書

小山市立生涯学習センター館長 様

小山市立生涯学習センター管理運営規則(平成6年3月25日 教委規則第4号) 抜粋

許可の制限

第6条 館長は、次の各号の一に該当する場合は、使用の許可をしない。

- (1) 物品販売を主目的とした催事等を行うと認められるとき。(注文受付・契約行為を含む)
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (3) 建物又は付属設備を損傷、汚損又は滅失する恐れがあると認められるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (5) 館長が管理上支障があると認めるとき。

以下のとおり登録の申請をします。なお、施設の利用にあたっては、上記管理運営規則を遵守します。

利用者名	
システム登録名	

使用目的 (具体的かつ 詳細に記入)		
	※使用目的が変更となる場合は、再提出して頂きます。	
参加人数等	参加人員	約 名
	主な参加 対象	
添付資料		
参加料、入場料等の有無	有 ・ 無	

※当センターをどのように知りましたか？

- 小山市のホームページから知った
- 小山市の他の施設(担当課)から紹介された。
- 知人・友人等から紹介された。
- その他( )
